

様式第6号(第9条関係)

令和8年2月3日

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置建設業者 :

住 所 東京都渋谷区本町1-13-3

商号又は名称 株式会社トーニチコンサルタント

2 指名停止の期間 :

令和8年 2月 3日 ~ 令和8年 5月 2日(3ヶ月間)

3 事実概要 :

株式会社トーニチコンサルタントは、名古屋市発注の特定跨線橋点検等業務の入札において、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

4 指名停止の理由 :

「うきは市指名停止等措置要綱」第3条に定める別表その2第6号に該当することから、指名停止期間は6ヶ月以上12ヶ月以内であるが、課徴金減免制度の適用を受けているため、措置期間を2分の1とする。従って、本件については、過去の事例等から指名停止3カ月間とする。

[うきは市指名停止等措置要綱 別表2第6号該当]

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき	当該認定をした日から6ヶ月以上12カ月以内

[うきは市指名停止等措置要綱の運用について 6別表その2関係]

(3) 別表その2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表その2第4号から第6号までに規定する期間の短期を下回る場合には、第5条第3項の規定を適用するものとする。